

幼稚園と家庭教育の関係をめぐる歴史的考察

湯川 嘉津美(上智大学)

はじめに

フレーベルによる幼稚園創設以来、幼稚園教育は欧米の幼児教育のあり方に大きな影響を与え、その影響は日本にまで及んだ。1876（明治9）年11月創設の東京女子師範学校附属幼稚園はおもにアメリカの幼稚園情報を受容して保育を行うが、明治10年代にはドイツの幼稚園情報も紹介されていた。アメリカの幼稚園情報が課業主義的な「遊嬉学校」の感が強いのに対して、ドイツのそれは「父母貧困ニシテ小児ヲ養育スルノ義務ヲ尽ス能ハサル者ニ緊要ニシテ欠クヘカラサル」施設であるというように、貧民層の家庭教育を補助・代替する施設として紹介されており、こうした2種の幼稚園紹介は日本人に幼稚園に対する異なるイメージを提供することとなった。その後、日本の幼稚園は東京女子師範学校附属幼稚園をモデルに普及していくが、ドイツの幼稚園を<幼稚園>と認識する教育関係者からは学校的な日本の幼稚園は常に批判の対象となっていく。

1900年代に入ると日本の幼稚園は全国的な普及をみせるようになる。しかし、当時の幼稚園は中上流層の子弟のための就学前準備教育機関にすぎず、そうした学校的な教えすぎの幼稚園をいかにして子どもの主体性に原点をおく教育の場に転換させていくか、また、幼稚園をいかにして労働者大衆のものにしていくかが大きな課題となっていく。

そうしたなかで、ドイツやアメリカにおけるフレーベル主義幼稚園批判の影響を受けて、日本でも幼稚園論がさまざまに展開された。それは幼稚園教育の目的や方法、さらには幼稚園自体の存在意義を問うものまで多岐にわたるが、この時期の幼稚園論・幼稚園批判が幼稚園関係者のみならず、教育学者や文部当局者までも巻き込み、日本の幼稚園そのもののあり方に再考を迫るものであったことは注目される。幼稚園令における幼稚園機能の拡大などは、そうした過程を経て選択されたのであり、その意味では、この時期の幼稚園論の展開はその後の日本の幼稚園教育のあり方を方向付ける重要な役割を果たしたといえることができる。

そこで本報告では、まず明治初期における幼稚園受容の性格を家庭教育との関わりで検討する。ついで、欧米における幼稚園批判の日本への影響について、とりわけドイツにおける「幼稚園は家庭教育を侵害する」との幼稚園批判に着目し、それが20世紀初頭の日本の幼稚園論議にいかなる影響を与え、幼稚園令の制定につながっていったのか、明らかにすることとしたい。

1. 明治初期における幼稚園の受容とその性格

1876年に東京女子師範学校に附属幼稚園が創設され、日本の幼稚園教育も本格的にスタートするが、幼稚園教育の内容や方法はすべて外国幼稚園書や海外の幼稚園情報に頼らなければならなかった。『文部省雑誌』や『教育雑誌』などの文部省刊行誌には海外の幼稚園情報が数多く紹介されており、文部省における幅広い情報収集の跡が認められる。

「幼稚園ノ説」（『文部省雑誌』1874年第27号）は、アメリカの連邦教育局発行『教育長官報告書』所収の幼稚園論を翻訳した最初期の幼稚園紹介であるが、そこでは幼稚園教育の要旨として、第一に幼児を自然および社会の有害な影響から保護すること、第二に幼児に最適な遊びと作業を提供し、加えて母親の及ばない道徳的指導を行うこと、第三に幼児教育の技術的発展の基礎を提供し、女性に教育の原理的な知識を与えること、が挙げられている。

他方、ドイツの教育書の摘訳「幼稚園」（『教育雑誌』第29号、1877年）には、フレーベルの幼稚園設立の目的について、フレーベルの幼稚園は貧民救済のための施設や孤児院といったものではなく、家庭教育の足らざる所を補う教育施設として設立されたものであり、貧困で子どもの教育義務が十分に果たせない父母にとって、半日でも子どもを養育

する場所があれば大きな利益となる、とされていた。

そうしたなかで、東京女子師範学校附属幼稚園では、幼稚園の目的として「本園ハ学齡未滿ノ小兒ヲシテ天賦ノ知覺ヲ發達シ固有ノ良心ヲ啓發セシムルト、身体ヲ自由ニ運動シ強固健全ナラシムルト、慈母教保ノ及ヒ難キ所ヲ補綴シ不良ノ習慣ニ浸染セシメザルト」（「假定幼稚園規則」1876年）の三つをあげた。すなわち、幼稚園での教育を通して、幼児の知徳体の調和的発達を図り、母親による教育の及ばざるところを補助し、良い習慣形成をしようというのであった。

1879（明治12）年には大阪でも府立模範幼稚園が設立された。その「設立主旨」には、次のように設立の目的が述べられている。すなわち、世の母親が真の保育法を知らず、したがって、家にある幼児は悪戯飽食が習慣となって心身の健康を損なっている者が多い。たとえ保育法を知っていたとしても、母親は家事に追われ、育児に専念することができない状況にある。そこで幼稚園をつくって幼児を集め、そうした母親に代わって適切な保育を行えば、幼児はより良い発達を遂げることができるし、また幼稚園で保育の模範を示すことにより、父母に幼児期の教育の重要性を認識させることができる、というのであった。

府立模範幼稚園内には「保育見習科」「保姆練習科」が設置され、母親教育と保姆の養成が行われた。「保姆練習科」は修業期間1年の保姆養成課程であるが、「保育見習科」は母親および乳母を対象とする修業期間4ヶ月の課程であり、この「保育見習科」で母親たちに保育法を学ばせ、その家庭を「天然ノ幼稚園」にするとともに、自宅に近隣の幼児を集めて、幼児保育の場としても活用させようとしていたのである。そこでは施設があること＝幼稚園ではなく、幼稚園における保育の在り方＝幼稚園であると捉えられており、したがって、母親が幼稚園の保育法を学んでそれを家庭で行えば、そこは幼稚園とみなされた。そして、こうした形で家庭の幼稚園化が進んでいけば、国家に役立つ人材の養成も自ずと行われると考えられたのである。しかし、こうした模範幼稚園における母親教育の試みも1883（明治16年）の廃園とともに失われ、次第に幼稚園は幼児の教育施設としての性格を強めていった。

東京女子師範学校附属幼稚園ではフレーベルの考案した教育玩具＝恩物を用いて知育を行うが、1881年からは「読み方」と「書き方」を新たに採用して、読み書き算を教えるようになる。その背景には、子どもを幼稚園に通わせても遊んでくるばかりで何も教えてくれないという親の強い不満があったとされる。そうしたなかで、幼稚園は小学校の予備校的性格を色濃く有するものとなり、また、私立を中心とした幼稚園の普及は入園者を中上流層に限定することとなったのである。

1893（明治26）年から97（明治30）年4月まで文部省普通学務局長を務めた木場貞長は、次のように幼稚園をめぐる問題を指摘する。すなわち、日本の幼稚園は読み書き算を教える小学校予備校となっており、課業を与えて目に見える成果を期待する傾向が強い。本来、幼稚園はドイツにおけるように下層の子弟の家庭教育を代替する施設であるが、日本で幼稚園に通うのは家庭教育を代替する必要のない中上流層の子弟がほとんどであり、それが日本の幼稚園教育のあり方を誤らせ、「児童身心ノ発達ヲ傷害」(1)するものになっているというのであった。

2. 欧米における幼稚園批判の展開

19世紀末から20世紀初頭にかけて、欧米ではフレーベル主義幼稚園に対する批判が様々に展開された。アメリカの幼稚園批判についていえば、19世紀末以降、フレーベル主義を墨守しようとする「保守派」に対する「進歩派」の批判という形で展開された。「進歩派」——ホール、デューイ、キルパトリックら——によるフレーベル主義幼稚園批判は強力で、彼らは従来のフレーベル主義にみられる恩物への固執や子どもの能力を超えた象徴主義を厳しく批判した。なかでもキルパトリックによる『フレーベルの幼稚園の諸原理の批判的検討』（1916年）の影響は甚大で、これにより保守的フレーベル主義には終止符が打たれることとなった。このように、アメリカにおいては「進歩派」が勝利したが、しかし、それは幼稚園の全面的否定を意味するものではなかった。むしろ、彼らは幼稚園を高く評価しつつ、児童研究および心理学の成果に基づいてフレーベルを解釈し直し、幼稚園を改

造ることがフレーベルの真意に添うものだと捉えていたのである(2)。

これに対して、ドイツにおける幼稚園批判は、幼稚園という存在そのものの是非を問う方向に展開していった。ドイツでは1870年代からさまざまな幼稚園批判がなされたが、それをケーラー『幼稚園の実際』(Köhler, A., *Die Praxis des Kindergartens*, III, 1875)にのみてみよう。同書の冒頭部分には当時のドイツにおける幼稚園批判とそれに対する反批判がそれぞれ15項目にわたって述べられている。批判についてみれば、以下の通りである(3)。

- ①幼稚園は、保育所や幼児学校が必要とされるのと同様には必要とされない。
- ②幼稚園は金持ちや高貴な人の子ども向けであり、それが母親たちかわりに子どもの教育をすれば、母親たちを墮落させる。
- ③幼稚園は家庭教育を徐々に害する。なぜならば、幼稚園は母親の不注意を増長させることにより、子どもの教育を誠実に行わない母親をつくり、また家庭の影響を2～3歳までに止めるのである。
- ④幼稚園は遊戯学校である。しかし、「遊戯学校」なるものはそもそも存在しないはずのものだ。
- ⑤幼稚園は子どもから子どもらしさを奪い、直接性を破壊する。そして遊びについて深く考えさせ、ませた(こまっしゃくれた)ものにする。
- ⑥幼稚園は子どもを調教したり、規則づくめでしつめたりする。それは彼らを行儀よく従順にさせるが、臆病で内気な意気地のない子にさせる。
- ⑦フレーベルは、幼稚園においてもっとも単純なものを不自然なものに結びつける。
- ⑧そのシステムは神秘主義的な象徴に基づいている。
- ⑨砂のなかの円筒やシャベルは、フレーベルによる気のきいた考案物より価値がある。
- ⑩幼稚園の歌は、紡績工や草刈り人の歌にその性格が大変よく似ている。
- ⑪幼稚園の活動は、子どもを利己主義的にし、また散文的なものにする。
- ⑫幼稚園は遊びを教える。しかし、遊びは教えられるものではない。
- ⑬幼稚園から来る子供は、まじめな仕事を嫌い、学校に入ってまじめさを欠く。
- ⑭幼稚園は人工の暖かさの中で苔をつける温室に似ている。
- ⑮幼稚園は国家と教会のために危険である。それ故に禁止しなければならない。

ケーラーはこれらの批判に対して、一つ一つ反論を行い、幼稚園の擁護論を展開した。なかでも、幼稚園は母親による教育の機会を奪い、家庭教育を侵害しているとの批判に対しては、幼稚園は幼児により教育を受けさせるところであり、家庭教育を侵害するどころかむしろ家庭教育により影響を与えるものだとの見解を示し、これに反論した。

そうした幼稚園批判を受けつつも、幼稚園関係者たちは幼稚園の教育施設としての公認と、その学校制度中への位置づけを求めて運動を展開し、1898年11月、ドイツ婦人協会連合(1895年結成)はドイツ諸政府に対し、次のような内容の幼稚園請願を行った(4)。

- ①フレーベル主義幼稚園および幼稚園女教員養成所を公学校制度の中に組み入れること。
- ②民衆学校と結合した幼稚園の設置を自治体に義務付けること。
- ③幼稚園就園を、親の自然権としての教育権を侵害しない限度において、少なくとも2歳からのすべての児童に義務付けること。
- ④私立のほかに国立の幼稚園女教員養成所をも設け、国家による幼稚園女教員資格試験を行うこと。

しかし、ドイツでは先にみたように幼児は家庭で保育を受けるべきだとする考え方が根強く、この請願に対してはゴータの学校長ベーツ(Beetz, K.O.)を中心に強硬な批判が展開された。ベーツは幼稚園は家庭における子どもの教育の権利および義務を侵害し、ひいては社会・国家の基礎を危うからしめるとの理由から幼稚園の設立に反対したが、こうしたベーツの幼稚園批判は『ドイツの学校』誌に30頁にわたり「幼稚園反対論」(Wider den

Kindergarten, *Die Deutsche Schule*, III, 1899)として掲載され、ドイツ国内のみならず、アメリカや日本にも紹介され論議をよんだ。

ドイツにおける幼稚園批判は厳しく、幼稚園の公教育制度中への位置づけを求めた先の請願は受け入れられなかった。その後、ワイマール共和制下の1920年の全国学校会議において、統一学校制度との関連から幼稚園の位置づけをめぐる論議もなされたが、結局のところ「幼稚園は家庭が教育施設であることを許されないような場合にのみ要求される社会施設」であるとされ、幼稚園は児童福祉施設として、1922年採択の「ドイツ国児童福祉法」(1924年より発効)の中に位置づけられることとなった⁽⁵⁾。すなわち、そこでは家庭保育と私立幼稚園を基本とし、それが不十分な時、公立幼稚園を設立するというにとどまったのである。

3. 日本における幼稚園批判の態様

欧米における幼稚園批判の動きについては、フレーベル会関係者も注視しており、創設当初からその紹介と検討がなされていた。1896(明治29)年12月の第三常会において、野尻精一(東京府師範学校長)は前述したケーラーの幼稚園書より、ドイツにおける幼稚園批判を15項目に亘って紹介し、幼稚園問題への理解を促した⁽⁶⁾。

野尻はこれらの幼稚園批判に対する反論も併せて紹介して、幼稚園を擁護し、その普及をみれば、幼稚園が教育上実際に必要であることは明らかだと述べる。ただし、こうした幼稚園批判が起きるのはフレーベルの主義が十分明らかにされていないためだとして、日本の幼稚園関係者にフレーベルの思想への理解を深めるよう求めたのである。

また、大久保介寿(女子高等師範学校教授・附属幼稚園主事)は1897年6月の第五常会における「幼稚園ノ批判及其原因」と題する演説において、マーレンホルツ=ビューロー夫人の著書(Marenholtz-Bülow, B. von, *Hand Work & Head Work*, 1883)から幼稚園批判を取り上げ、幼稚園についての六つの批判——「第一、フレーベル氏ノ幼稚園組織ノ内ニハ社会党風ノ觀念ヲ含ム」、「第二、幼稚園ノ組織ハ、却テ児童ノ生活力ヲ奪フニ至ル」、「第三、フレーベル氏ノ組織ハ、幼児ヲ其家族慈母ヨリ引き離ス」、「第四、精神ノ刺激過度ナル為、身体ノ健康ヲ害スル」、「第五、幼稚園ノ課業ハ、小学校ノ予備トナラスシテ、小学校課業ヲ厭ハシムルニ至ル」、「第六、フレーベルノ教育組織ハ、宗教々儀ニ反セリ」——に対し、それぞれ反批判を紹介して、幼稚園批判に耐えうるような基礎を作るべきことを説いた⁽⁷⁾。

このように、フレーベル会においては幼稚園をめぐる問題が国内外の幼稚園批判を通して提示され、問題解決のための保育研究の必要性が主張されたのである。ドイツの幼稚園批判には日本に共通するものも多く、ドイツの幼稚園批判と反批判の紹介は、幼稚園関係者に幼稚園問題の本質に迫る手掛かりを与えるものとなったと推察される。その一方で、幼稚園の目的に家庭教育補助を掲げる日本の幼稚園にとって、幼稚園は家庭教育を侵害するとしたドイツの批判はその存在を揺るがしかねないものとなった。

1907(明治40)年の京阪神三市聯合保育会における京都帝国大学教育学教授・谷本富の講演「幼稚園を如何にすべきか」は、保育界に大きな波紋をよんだ。そこで谷本は二つの観点から幼稚園批判を行った⁽⁸⁾。その一は、幼稚園は家庭における子どもの教育が母親によって充分になされない上流および下層の家庭においては必要であるが、母親に教育の素養のある中流家庭においては必ずしも必要ではないというものであり、その二は、これまでの幼稚園が余りにも人工的であったことを批判し、子どもの自然に従うべきであるというものであった。この谷本の主張は、前述したケーラーの『幼稚園の実際』から幼稚園批判の部分を紹介し、それに自らの幼稚園に対する考えを付加したにすぎないものであったが、中流家庭には幼稚園は不要とする論は、中上流層の子弟を対象としてきたそれまでの幼稚園の在り方を根底から否定するものであった。

谷本の幼稚園不要論はドイツにおける家庭教育重視の動きを受けたものであり、幼稚園関係者たちは、谷本の主張に対して中流家庭といえども幼児について専門的な知識をもって教育にあたる母親は少なく、ゆえに幼児教育の専門機関たる幼稚園はいずれの階層にも必要との論を展開して、これに対抗した⁽⁹⁾。しかし、幼稚園の役割を家庭教育補助に求め

る立場からは幼稚園教育独自の意義を見出しにくく、家庭教育が充実してくれば、畢竟、幼稚園は必要でなくなるという谷本の主張に対する決定的な反論とはなりえなかった。

4. W. ラインの幼稚園論——統一学校構想における幼稚園の位置づけ——

上述したように、ドイツにおける幼稚園批判には幼稚園否定論を含む厳しいものがあつた。しかし、他方では統一学校運動の推進者たちの間で国民学校との関わりで幼稚園を教育体系の中に位置づけようとする動きも起こっていた。ライン(Rein,W.,1847~1929)もそうした統一学校運動の代表的教育家のひとりであり、国民統合の視点から幼稚園と国民学校の有機的連関の必要性を主張したのである。ラインの代表的著作『体系的教育学』全2巻(*Pädagogik in Systematischer Darstellung*,1902,1906)のうち、第1巻が教育制度論であることからわかるように、彼の教育学では制度論が極めて重要な位置を占めていた。その制度論の特徴は、資本主義的發展に見合った人材の適材適所、および階級間対立の融和・調停、この二つの機能をナショナルな理念をもって同時に遂行しうる制度的保障のための統一学校論であつたとされるが⁽¹⁰⁾、以下では、そうしたラインの統一学校論における幼稚園の位置づけについて検討することとしたい。従来の研究では、ラインの幼稚園論について言及したものはほとんどなく、その検討は等閑に付されている。しかし、『体系的教育学』には「普通国民学校」(*Allgemeine Volksschule*)の記述に先立ち、幼稚園(*Volkskindergarten*)についての意見が8頁にわたって述べられており、そこにラインにおける幼稚園認識のありようを窺うことができる。

ラインはフレーベルの幼稚園教育の原理を詳述したのち、ドイツにおける二種の幼稚園批判——幼稚園の教育方法をめぐる批判および幼稚園は家庭教育を侵害しているとの批判——を取り上げ、それに対する自らの見解を次のように述べる⁽¹¹⁾。

これらの批判に対して、母親が幼い子どもたちの自然の教育者、養育者であるということは直ちに認められなければならない。幸せな家庭生活においては、母親は心からの愛情だけでなく細やかな心づかいで子どもの面倒をみることができる。そこでは明らかに幼稚園の設置は必要とされない。しかし、両親が仕事に従事していて、子どものことを気にかけることのできない家庭では幼稚園は民衆幼稚園(*Volkskindergarten*)として真に適切なものとなる。幼稚園は大変な恩恵を与えてくれる。……子どもには感覚を拓き、直観を養い、言葉によって再現することの出来る可能性が与えられなければならない。子どもは精神的に刺激のある世界にいる必要があり、見たり、聞いたり、手で触れたり、話したりする機会をその世界のなかで持つべきである。子どもは他者との交流の中で、上品になること、自制すること、同調することを学ぶ。幼稚園はそのすべてを与える必要がある。なぜならば、あまりにも多くの場合、それらを与えることのできる家庭がないからである。十分な養育が受けられず刺激を欠いた家庭で育った子どもは、それが原因で視野が狭く、語彙が少なく、話すこともうまくできない。これらの欠点を幼稚園はなくすことができる。

幼稚園はそれとともに効果的な方法で「普通国民学校」への準備をする。もし、異なる職業層、身分の子どもたちが精神的に均等でない状態のまま学校に入学するならば、最下級の施設(幼稚園)は必要となる。幼稚園はそれを均等にする役割を果たす。その上、貧しく偏狭な家庭で育った子どもでも、裕福な家庭で育ったよい教育を受けてきた子どもと歩調をあわせて「普通国民学校」のなかで彼の知的能力を発達させることができる。

したがって、幼稚園は今や私たちが考察の眼を向ける必要のある「普通国民学校」への必須の前段階である。

ラインは当時起こっていた幼稚園批判のうち、母親が幼い子どもたちの自然の教育者、養育者であるということは認めつつも、幼稚園否定論に対しては二つの見地からそれに反対し、幼稚園の必要性を主張した。すなわち、その一は、社会政策的見地から労働者階級の幼児の保護・教育施設としての幼稚園の必要性である。当時、ドイツでは労働者子弟を

対象に低廉な保育料で長時間保育を行う「民衆幼稚園」が設立されていたが、ラインはそうした労働者階級の家庭教育代替・補助機関として民衆幼稚園普及の必要性を唱えたのである。その二は、国民教育の見地から「普通国民学校」への準備教育機関としての必要性である。ラインの統一学校論においては、階級対立の緩和と国民統合を目的として、貧しい子も富める子も、身分の高い子も低い子も、すべての子どもたちが共通に教育を受ける統一学校、すなわち「普通国民学校」が国民教育の基礎に位置づけられていたが、幼稚園はそうした国民教育の成否をにぎる鍵であった。ラインにおいては家庭教育の不備が幼稚園によって補われ、すべての子どもの心身の発達が健全になされる時、国民教育の成果もあがると捉えられていたのである。

このように、ラインの統一学校論において幼稚園は重要な意味をもっていた。そのことは「二十世紀の学校計画に関する意見」(Stimmen zum Schulprogramm des XX. Jahrhunderts, *Die Deutsche Schule*, IV, 1900)と題された論考にも窺うことができる。その一部をあげてみよう(12)。

すべての教育的学校の一般的基礎は「普通国民学校」がなすべきである。これらの学校の類は教育の初歩を伝える。それは、国民のすべての子どものために等しく欠くべからざるものである。それは、身分や財産の差を問わず、すべての6～10歳の子どもたちを一つにする。これらの要求の実現には、我々はいまだ遠い。身分学校である限り、すでに教育の開始時に第一学年の子どもの分離が始まっている。よく整えられた「民衆幼稚園」と「託児所」が「普通国民学校」の導入として準備されなければならない。そして今日生存競争のために子どもの教育の重要な義務を果たせない家族に対して、援助を行わなければならない。

こうした幼稚園と国民学校の有機的連関の必要性を唱えるラインの主張も、その後の全国学校会議においては少数意見にとどまり、結局、幼稚園は児童福祉法に規定された児童福祉施設として位置づけられるに至った。しかし、ラインの幼稚園論は、彼に師事した日本の教育学者によって受容され、日本において新たな展開をみることになる。

5. 森岡常蔵の幼稚園認識——幼稚園令の制定とその意味——

森岡常蔵は1899(明治32)年より3年間、ラインのもとで教育学研究に従事した。その研究は教授法を中心とするものであったが、ラインより学んだものが教授法のみならず、その教育制度論にまで及んでいたことは、帰国後の論考にみることができる。森岡は『教育』誌に二つの論考——「男女共同教育論」(1903年10月)「幼稚園を論ず」(同12月)——を発表するが、それらはいずれもラインの主張に基づくものであった。

「幼稚園を論ず」では、ドイツにおけるラインおよびシラーの幼稚園論に依拠しつつ、幼稚園教育の独自の意義を以下のように主張する(13)。

独逸に於ける幼稚園事業の実質に対し二種の非難を高からしめたり。その第一は幼稚園唱歌の非詩歌的、非児童的なるものと関連して起こりたるもの。……方法の弊は之を矯正すれば可なり。而かも直に幼稚園の教育的価値を疑ふは道理に反せり。第二の非難は幼稚園の位置及本職に関するもの。曰く家庭が一切の陶冶の原基たるものにて而かも自然の免るべからざる教育所たるべきなり。而して幼稚園は家庭の権利を侵害し、為に各箇児童性情の完成を妨げ、且つ両親の道徳的努力を害す。何となれば幼稚園の設立のために父母はその義務を失ふを以てなりと。母が児童に対し自然の教育者且義務者たるは否むべからず。……然れども両親がともに労働に従事し、児童育成の為に配慮すべき時間を有せざる場合少なしとせず。ここに於て幼稚園の設立を必要とす。故シルレル氏の「国民幼稚園」の主張は正にこの点に存す。曰く「独逸に於ては……此幼稚園の一日も欠くべからざる村落及労働者多き市街工業地等にはこれを見ることなし。……輓近政府及び町村に於ては少なからざる費用を投じて社会問題の解決に従事しつつあり。この公立幼稚園設立も亦社会問題の一として解決せられんこと希望の至りに堪へず。云々」

と。洵に然り、幼稚園は家庭の権利を侵害する者なりとの理由を以て一概にその設立を否認するは未だ一を知りて二を知らざる者なり。……まことや故シルレル氏幼稚園を以て社会問題解決の一事業といへり。この見地より更に一步を進めて一般に幼稚園を公立すべきことを論ずる者はライン氏なりとす。

ライン氏は北方独逸の諸国に於て小学期の初めより高等学校に入るべき資産多き市民の児童と小学校にて終るべき資産少なきものゝ子弟とのために学校を分ち、前者のために中学校附属の予備学校を設くるを以て社会政策上特に有害となし、両者のために共同小学校の設置を必要とせり。これによりて貧富民間に起らんとする不調和を斥ぞけ身分地位の逃走を寛和するを得べしとなす。……共同小学校に於ける教授を困難ならしむる事情別に存す、そは貧富子弟の精神内容等しからざるとなり。教授はこの精神内容と結合するによりてその効を全うすべし。而るに貧富子弟の精神内容は言語談話の能に、想像の作用に、富民子弟のに劣ること多し。……然れども二者を初より分離して教授するは、幼時より貧富敵視の性情を涵養する所以にして、現時に於ける社会政策上最も恐べきところなり。然らば之を解決する道如何。共同幼稚園を公立するに如くはなし。心身発達の必要期に於て二者を共同に保育することによりて精神内容の差なからしむるを得べく、以て共同小学校の趣旨を遂行するを得るなりと。

ここでは幼稚園への二種の批判と、それに対する森岡の意見が表明されている。その内容は『体系的教育学』におけるラインの幼稚園制度論と同一のものであり、森岡はラインと同様、社会政策的見地および国民教育的見地の双方から幼稚園の果たす役割を認識していたのであった。ここでは「シルレル」の「国民幼稚園」の主張も取り上げられているが、それはラインのいう社会政策的見地からの幼稚園の必要性を補強するものとなっており、そこに森岡の力点がおかれていたことがわかる。なお、「シルレル」とはラインと同じく統一学校運動に関わっていた元ギーゼン大学教育学教授シラー (Schiller, H., 1839~1902) のことである。森岡のいうシラーの「国民幼稚園」の主張とは、当時ドイツで労働者子弟を対象に設けられていた「民衆幼稚園」(Volkskindergarten)の普及と公立化を求めるものであったと考えられる。

その後、森岡は文部省督学官として1926(大正15)年公布の幼稚園令制定に関わることになる。森岡は文部大臣岡田良平に幼稚園令の制定を強く働きかけ、幼稚園令における社会政策的見地の導入に尽力するが、その背景にラインらの唱えた幼稚園の主張があったことはいままでもない。

ちなみに、幼稚園令では、幼稚園の機能に関して「父母共ニ労働ニ従事シ子女ニ対シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多数居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及発達セムコトヲ期セサルヘカラス」(1926年文部省訓令第9号)として、幼稚園に託児所的機能を付与し、長時間保育や3歳未満児の入園を認めるなど、貧困家庭を対象にした社会政策的見地からの幼稚園機能の拡大が目指されていた。それは中上流層の幼児の教育施設としての従来の幼稚園を、労働者層の幼児をも対象とした保護と教育の施設に転換させようとするものであったといえる。

幼稚園令における社会政策的見地の導入について、森岡は「幼稚園の発達と改正幼稚園令の精神」と題する論稿のなかで、それが従来の規程と最も異なる重要な点であることを強調し、その趣旨はドイツにおけるラインらの「フォルクス・キンデルガルテン」(Volkskindergarten)の主張、すなわち「社会問題解決の關鍵として、又フォルクス・シューレの教育的効果を挙ぐる前提として、フォルクス・キンデルガルテンを設くるが可い」(14)という主張と同じのものであると述べている。そして両者の主張を要約して紹介し、次のように結ぶ。「今回この幼稚園令が公布されて私共が従来考へて居た理想が実現せられるやうになつたことは非常に愉快に感ずる」(15)と。

以上のように、森岡の幼稚園認識におけるラインとシラーの影響は多大であった。森岡は当時、根強く存在した幼稚園不要論に対して、彼らの論に依拠して社会政策的見地、国民教育的見地から幼稚園の必要性を説き、幼稚園令の制定を推進したのである。

その後、1937(昭和12)年12月に設置された教育審議会では、総力戦体制に即応した

教育改革の基本方策が審議された。幼児教育についても第四特別委員会において審議され、とくに幼稚園と託児所の関係をめぐって活発な議論が展開されたが、その議論の中心にいたのは教育審議会にも委員として参加していた森岡常蔵であった。森岡は幼稚園令の意図したところが未だ実現されていないことを遺憾とし、改めて社会政策的・国民教育的見地からの幼稚園教育振興と幼稚園と託児所の統合の必要性を強調したのであった。

森岡の主張は大方の賛同を得、答申に盛り込まれることとなるが、さらに、教育審議会では幼稚園と家庭との連携の必要性についても議論された。そして、幼稚園の役割は幼稚園に通う幼児の保育だけでなく、地域の家庭教育指導までを含むことが確認され、「幼稚園ニ関スル要綱」中に「幼稚園ト家庭トノ関係ヲ一層緊密ナラシムルト共ニ之ニ依リ家庭教育ノ改善ニ裨益セシメ併セテ幼稚園ノ社会教育的機能ノ發揮ニカメシムルコト」として盛り込まれた。ここにおいて幼稚園は家庭と連携して家庭教育の改善を行うとともに、地域の子育てセンターとして、社会教育的機能を発揮することが求められるようになったのである。

註

- (1)木場貞長「学校試験ト幼稚園問題」『教育時論』第454号、1897年、14頁。
- (2)アメリカにおける幼稚園批判については、岩崎次男編『近代幼児教育史』明治図書、1979年、76～82頁参照。
- (3) Köhler, A., *Die Praxis des Kindergartens*, Bd. 3, Weimar, Hermann Böhlau, 1875, S. 1～2.
- (4) 前掲『近代幼児教育史』37頁。
- (5) 江藤恭二他「『全国学校会議』研究ノート(1)」『名古屋大学教育学部紀要』教育学科、第27巻、1980年、および大崎功雄「ワイマール初期のドイツにおける幼児教育の問題」『近代幼児教育史研究』第3号、1978年参照。
- (6)『フレーベル会第三年報告』フレーベル会、1899年、60～61頁。
- (7)同上書、98～102頁。
- (8)谷本富「幼稚園を如何にすべきか」『京阪神聯合保育会雑誌』第19号、1907年、1～15頁。
- (9)この時期の幼稚園論争については、太田素子「賢母主義・家族主義と幼稚園論争——二十世紀初めにおける集団保育と家庭保育——」『保育の研究』第3号、1982年、同「幼稚園論争と遊びの教育——『婦人と子ども』誌上の論争を中心に——」『人間発達研究』第7巻、1982年に詳しい。
- (10)竹中暉雄「III W. ライン……ヘルバルト教育学の普及者」『ヘルバルト主義教育学——その政治的役割——』勁草書房、1987年参照。
- (11)Rein, W., *Pädagogik in systematischer Darstellung*, Bd. 1, Langensalza, Hermann Beyer & Söhne, 1902, S. 400～401.
- (12)Rein, W., *Stimmen zum Schulprogramm des XX Jahrhunderts, Die Deutsche Schule*, IV, 1900, S. 133. なお、同様の主張はドイツ滞在中の森岡常蔵より波多野貞之助に送られたラインの雑誌論文にも掲載されており、波多野はその大要を『教育』第3号(1902年)において紹介している。
- (13)森岡常蔵「幼稚園を論ず」前掲『教育学精義』附録、10～14頁。「幼稚園を論ず」は1903年12月『教育』誌に掲載後、『教育学精義』(同文館、1906年)に附録として再録されており、筆者は『教育学精義』所収のものを用いた。
- (14)森岡常蔵「幼稚園の発達と改正幼稚園令の精神」『教育学術界』第54巻1号、1926年、228頁。
- (15)同上。